

Departmental Bulletin Paper / 紀要論文

# 制度体の理論

Theory of Institutional Bodies

村上, 直樹

ムラカミ, ナオキ; MURAKAMI, Naoki

人文論叢：三重大学人文学部文化学科研究紀要. 2003, 20, p. 173-191.

論説 / Article

<http://hdl.handle.net/10076/1940>

# 制度体の理論

村上直樹

**要旨：**制度は一元的な存在ではなく、制度体、制度的相互行為、ルール、複合的制度のいずれかの形態を持つ多元的な存在である。本稿はこの中でも特に制度体という制度を取り上げ、それに関する理論の基本的な枠組みを構築しようとするものである。本稿で行われる実質的な作業は次の通りである。まず最初に、制度体の存立様態がどのようなものであるのかを明らかにする。次に、従来の制度論による制度体理解と我々による制度体理解の違いを明示する。また、従来の制度論による制度体理解がなぜ不適切なのかを論じる。その上で、制度体の機能に関する説明を行い、最後に制度体がどのようにして生成するのかを示す。

## はじめに

制度は人々が「社会」と考えるものの中核にある。社会科学のもっとも重要な課題は制度の解明である。近年、経済学において比較制度分析が興隆し、政治学では多元主義論、行動論に対して制度論の復権が企てられているのは、ある意味では自然なことと言えよう。そして、デュルケムによって「諸制度およびその発生と機能にかんする科学」(Durkheim 1895=1978: 43)と定義された社会学においても制度はあらためて強い関心を集めつつある。社会学の制度論が目指すのは、経済や政治や法といった分野に限定されることのない制度の一般理論であり、そのような一般理論を構築するにあたって現在大きな争点となっているのが、「制度とはそもそもどのようなものか」という問題である。経済学の比較制度分析などでは「制度とはどのようなものか」という問いは後回しにされているようだが、確固たる制度の一般理論を構築するには、やはりこの問いに対して十分な解答を出しておくことが必要だろう。では、現在社会学で展開されている制度論は、この問いに対してどのような答を出しているのだろうか。

社会学においてこれまで広く共有された前提になってきたのは、制度は人々の行為によって構成されているという「ほとんどすべての社会学者が認めるテーゼ」(橋爪 1996: 40)である。この行為論的前提のもと、「規範や制度を何らかの形で「行為」に還元しようとするさまざまな試み」(盛山 1996: 84)がなされてきた。ただ、これに対して、制度は行為ではなく人々の意味的秩序に基づいて構築されているという視点もシュッツやバーガー&ルックマンらによって呈示されている(盛山 1995: 247)。そして、盛山和夫は彼らの視点を継承する形で行為論的前提のもとにつかない新たな制度論の枠組みを構築しつつある。盛山は行為論的前提の問題点を明らかにするとともに、制度とは理念的な実在であり、基本的には意味であることを主張している(盛山 1995: 221)。盛山による行為論的前提の批判は、合理的選択理論に立脚して(ということは当の行為論的前提に立脚して)社会理論を展開している論者からも「的確な批判」であると指摘されているし(佐藤 1998: 145 - 146)、盛山自身が呈示している枠組みも制度論の新たな地平を切り開くものとの評価を得ている(橋爪 1996: 42)。

しかし、制度を理想的実在ないしは意味とみなす盛山の制度論には、すでに何人かの論者から疑義が呈されている。例えば、西原和久によると制度を理想的なものに切りつめる議論はある種の二元論を背景にした物象化された地平においてのみ成立するものであり、そのような議論は制度の生成への問いを欠いている。そして、生成への問いを欠いた制度論は、制度の物象化を昂進させるのみならず、変革への回路を閉ざす場合すらある。このような制度論に対し、発生論的視角を重視し制度が人々の相互行為なしには成り立たないことを強調する西原自身は、制度を次のように理解する。まず、間身体的な相互行為の反復によって習慣化された関係性（協同連関的な役割編成態）が生成する（原的制度化）。この関係性が制度の母胎であり、ついでそれが象徴的・類型的に把握される（制象化）。制度とはこのような関係性において反復的に実践される定型的な行為群において顕現する出来事のことである（西原 1998 : 63 - 67 ; 西原 1999 : 83 - 85）。

また、個人主義の立場から独自の制度論を展開している志田基与師と永田えり子によると、制度とは各人による「態度」決定ゲームとしての社会契約によって産出されたルールの体系である。このルールの体系は、社会状態の評価の基準であるとともに、人々の行動のプログラムともなっている。ルールの体系としての制度は社会状態の集合に対してこちらの方が良くあちらの方は悪いといったように順序づけを行い、その順序づけが人々の行動を導いている。そして、そのようにして、制度は社会秩序をもたらしているのである（志田・永田 1991）。

さて、以上に列挙した制度の理解は、「制度とはどのようなものか」という問いに対して、それぞれ異なる解答を呈示しているわけだが、制度の本質を一元的に理解しようとしている点では共通している。これらは、制度の本質を、行為の組み合わせとして、あるいは理想的実在ないしは意味として、あるいは習慣化され制象化された関係性において顕現する出来事として、あるいはルールの体系として一元的に理解している。しかし、現実に存在する様々な制度はすべて同じ本質を持っているわけではない。例えば、行為規範を定めた法律やしきたりや慣習といった制度は、確かに人々の行動を導くルールの体系とみなすことができるだろう。しかし、裁判所や中央省庁や会議や接待といった制度の本質は、ルールの体系ではない。（それらにおける行為がルールによって規制されているとしても。）現実に存在する具体的な諸制度の本質は一元的なものではない。

制度は多元的な存在として理解されなければならない。かといって具体的な制度の数だけ制度の本質があるわけでもない。現実に存在する諸制度を見渡すとそこには四つの異なる本質を持った制度が観察される。ここでは、その四つの制度をそれぞれ制度体、制度的相互行為、ルール、複合的制度と呼ぶことにする。制度は一元的な存在ではなく、制度体、制度的相互行為、ルール、複合的制度のいずれかの形態を持つ多元的な存在である。そして、この四つの制度の具体例を列挙すると次のようになる。

制度体：企業、中央省庁、裁判所、地方自治体、軍隊、町内会、学校、宗教団体、市民団体等。

制度的相互行為：様々な取引の形態をとる商品交換、これもまた様々な形態をとる贈与交換、会議、話し合い、選挙、パーティ、宴会、法廷での審理、授業や演習、スポーツの試合、トランプなどの遊戯、儀礼、家族関係等。

ルール：法律、政令、省令、条例、条約、学則、就業規則、スポーツやゲームなどの規則、しきたり、礼儀作法、慣習等。

複合的制度：国家、資本主義、封建制、社会主義、司法制度、教育制度、民主主義、独裁制等。

一般に制度とみなされているものは、制度体、制度的相互行為、ルール、複合的制度のいずれかに該当する。そして、この四つの制度は、それぞれ異なる本質を持っている。よって、制度の研究は、まず、この四つのそれぞれについて、その存立様態や生成過程を明らかにしなければならない。（「制度とはどのようなものか」という問いに対する十分な解答は、その作業を行うことによって初めて得られるだろう。）我々は、現在その作業を進めているところであるが、本稿では、特に制度体という制度を取り上げ、その存立様態、機能、生成過程などに関する説明を行うことにしたい。

以下に本稿の構成を手短かに記しておく。まず1では、なぜ「組織」ではなく「制度体」という言葉を使用するのかを説明する。次に、2、3、4で、制度体の存立様態に関する我々の基本的な理解を呈示し、5、6で、我々の制度体理解と盛山和夫の制度体理解を対比させる。7では、制度体をシステムとみなすことはできないことを明らかにする。8では、我々が使用する「デザイン」という概念が社会システム論の「構造」概念とどのように異なっているのかを指摘する。そして、9、10で、制度体の機能に関する説明を行い、最後の11で、制度体がどのようにして生成するのかを示す。

## 1. 「制度体」という言葉を使用する理由

企業、中央省庁、裁判所、地方自治体、軍隊、学校といった制度は、これまで「組織」という言葉によって総称されるのが通例だった。しかし、本稿では、「組織」ではなく「制度体」という言葉を使用する。我々が「組織」という言葉を使用しない理由は、上記のような制度に関する本稿の理解がこれまでの組織概念と食い違うことにある。ちなみに、これまでの組織についての一般的な概念は、盛山和夫によると、次のようなものである。「組織とは、何らかの共通の（＝組織の）目標に向かって協働している人々の協働の体系であり、その協働は通常命令－服従の権威的体系によって支えられている」（盛山1995：18）。我々は、企業や中央省庁といった制度において、人々の協働が行われていることは認める。しかし、7で詳論するように、そうした制度が「人々の協働の体系」であるとは考えない。我々が、企業や中央省庁といった制度を総称するにあたって、「人々の協働の体系」という意味内容を持つ「組織」という言葉を使用しないのは、我々が、そうした制度を「人々の協働の体系」とはみなしていないからである。もちろん、「組織」という言葉をそのまま使用し、それに新しい意味内容を与えていくという選択肢もあるだろう。しかし、従来の組織概念は広く受け入れられているので、ここでは「制度体」という言葉を採用することにした。

なお、「制度体」という言葉は、本稿が初めて使用するわけではない。この言葉は、これまで中野卓、富永健一、盛山和夫らによって使用されてきている。ただ、この三者は同じ意味合いでこの言葉を使っているわけではなく、広く受け入れられた制度体概念といったものはまだ存在しない。「制度体」という言葉は「組織」とは違って、いまでも自由に使える用語（しがらみのない用語）である。この自由に使えるという点が、我々が、「制度体」という言葉を採用する理由である。

以下では、企業、中央省庁、裁判所、地方自治体、軍隊、学校といった制度を「制度体」と

という言葉によって表現し、この制度体が一般的にどのような存立様態を持っているのかを具体例を検討しつつ説明していきたい。そして、その作業は、我々による制度体概念の確定作業ということになるだろう<sup>4)</sup>。

## 2. 信憑存在としての制度体

最初に制度体とはどのような存在であるのかを考えてみることにしよう。ここでは、日本の金融庁という制度体を例として使用することにしたい。（なお、ここで、金融庁という例を使用することに特別な意味はない。金融庁はあくまでの一つの例である。）この金融庁に関してまず指摘できるのは、この制度が経験的な存在ではないということである。中央合同庁舎第四号館に金融庁の建物は存在し、八五一名（二〇〇一年度末現在）の職員も見出される。しかし、それらはあくまでも金融庁に所属する建物であり職員であって、金融庁そのものではない。経験的には金融庁そのものはどこにも観察されない。とはいってもそれが存在するのは確実である。人々は、金融庁が銀行や証券会社の検査を行っていることや、概算要求で検査官の増員を要求したことを知っている。では、金融庁とはどのような存在なのだろうか。

人々がその存在を認めるものの経験的には観察されない存在。そのような存在は、金融庁のような制度体に限られるわけではない。例えば、陽子、中性子、パイオン、電子、ミューオン、ニュートリノといった物理学的存在やアニマ、稲魂といった宗教的存在あるいは自我、無意識といった心理学的存在もそのような存在である。誰も中性子や自我を直接的に観察したことはないだろう。しかし、これらは存在する、あるいは存在するという信憑を人々が持っている。このような存在をここでは信憑存在と呼びたい（後述するようにこれは盛山和夫の言う意味ないしは理念的実在とは異なる）。金融庁のような制度体もそれが存在するという信憑だけが存在する非現前の信憑存在の一つである。

なお、直接的には観察されないといっても信憑存在は経験的世界とまったく切り離されているわけではない。経験的世界のある部分は信憑存在と関連づけられた形で現れる、あるいは了解されている。例えば、経験的世界の事物は最終的には陽子や電子といった物理学的存在によって構成されていると了解されている。また、経験的世界における出来事が信憑存在の顕現とみなされることもある。精神分析の知識を持った人々にとって他者の間違い行動は無意識の顕現であるし、前近代日本で稲作を行っている人々にとって稲の成長は稲魂の顕現である。信憑存在は、経験的世界の中にその存在の痕跡を持っているのである。制度体の場合も同様である。制度体そのものは信憑存在であるが、それは経験的世界と無縁ではあり得ない。以下、制度体の「デザイン」という概念を説明した上で、制度体と経験的世界の関係について説明しよう。

## 3. 制度体のデザイン・個人の行為・経験的世界に宿る制度体

制度体は、その設定目標とそれを達成するための役割配置を持っている。設定目標とはある特定の諸機能の実現であり、役割とはある特定の行為群を担う単位のことである。この設定目標と役割配置を合わせたものをここでは制度体のデザインと呼びたい。具体例で言えば、金融制度に関する企画・立案を行う、金融機関の検査・監督を行う、個別金融機関の破綻処理を行うといった設定目標とこれらを達成するための審議官や検査官や監督官などの配置が、金融庁

という制度体のデザインである。(ここで言うデザインと社会システム論で言う構造との違いに関しては8で説明する。)そして、この制度体のデザインを経験的世界に具現化していくのが生身の個人である。つまり、配置された役割の一つ一つに生身の個人が充当され、その個人がその役割に割り当てられた行為群を遂行していくことによって、制度体の設定目標が経験的世界において達成されていくのである。なお、ミルズは、個人生活の中心は、一定の制度の中で労働者や職長や将軍といった役割を演ずることに他ならないと指摘している(Mills 1959=1965: 210)。この指摘に従えば、個人生活の過程とは、主として制度体の設定目標を経験的世界において達成していく過程ということになるだろう。また、念のために付言しておけば、我々は、機能及び役割という用語を使用するが、本稿の理論は構造-機能主義的社会システム理論とはまったく別のものである。そのことは、これ以降の議論を読んでもいただければ明らかになるだろう。

さて、ここで注目しなければならないのは、役割に充当された個人が遂行する行為と制度体そのものとの関係である。制度体のデザインによって配置された役割に割り当てられた行為群を遂行するのは生身の個人である。金融庁の例で言えば、銀行の資産査定抽出資料や融資案件の稟議書などをチェックし、検査報告書である示達書を作成するのは、検査局の検査官に充当された個人である。ただ、これらの行為は検査官による行為であるとともに金融庁という制度体によって遂行された行為でもあるとみなされるのが通常である。すなわち、信憑存在としての制度体は経験的世界の個人の行為の中に宿っているのである<sup>(2)</sup>。経験的世界における行為の集積が制度体を構成するのではなく、それぞれの行為がその中に制度体を宿しているのである。

制度体そのものは信憑存在だが、それはある種の超個人的な主体として経験的世界において様々な行為を遂行するとみなされている。つまり、経験的世界には存在しない制度体が経験的世界において検査や生産や契約や命令や謝罪などの行為を遂行するとみなされている。それは結局、制度体のデザインに規定された行為の遂行の中に制度体が宿り、生身の個人によって遂行された行為が制度体によって遂行された行為でもあると了解されているからである。

#### 4. 社会科学の対象としての信憑存在

以上において、制度体を信憑存在として論じたわけだが、存在あるいは現実を感覚的存在としての経験的存在に限定する立場からすれば、このような主張は承服しがたいだろう。アングロ・サクソン流の新古典派経済学者などは、企業を社会的実在としては認めず、あるのは人とモノだけだと言う(岩井 1994: 104 - 105)。彼らの立場からすれば、超個人的な主体として様々な行為を遂行する制度体などといったものは存在しないということになる。彼らにとって、制度体の行為とみなされているものはあくまでも個人の行為にすぎない。

しかし、人間を取り囲む現実、感覚的存在としての経験的存在だけからなるわけではない。本稿が信憑存在と呼ぶ存在も人間を取り囲む現実を構成している。例えば、目の前の人間は単なる身体ではなく、自我あるいは精神という信憑存在を内蔵した身体として存在している。もし、社会科学が人間を取り囲む現実を対象にするのならば、信憑存在としての制度体も対象となってしまうべきであろう。

ところでここまでの議論を読んで、本稿で言う信憑存在とは、結局、盛山和夫の言う意味あ

るいは理念的實在の単なる言いかえではないのかという疑義が出されるかもしれない。しかし、両者はまったく異なるものである。そのことをはっきりさせるために盛山の理論と本稿の理論の違いをここで説明しておこう。

## 5. 盛山和夫の制度体論

盛山によると世界は純粹に經驗的な實在と意味の体系から構成されている。前者はいわゆる物理的實在のことであり、後者は理念的實在として人々の觀念の中に存在している。そして、世界の本質は理念的實在としての意味の体系の方にある（盛山 1995 : 192）。その理由は以下の通りである。

盛山は、意味を表すために〈〜〉という表記法を使用している（盛山 1995 : 223）。盛山自身は意味の例として、〈夫〉、〈妻〉、〈会社〉といったものを挙げているが、これらはいずれも經驗的に見出される夫や妻や会社を指すのではなく、理念的實在としての意味を指している。問題は、〈夫〉、〈妻〉、〈会社〉が存在しなければ、世界に夫や妻や会社が存在しないということである。なぜなら、夫や妻や会社は、物理的實在としての個人や個人及びその行動の集合に〈夫〉、〈妻〉、〈会社〉といった意味が付与されることによって初めて構成されるからである。石とコンクリートの固まりを国会議事堂として存在せしめているのは〈国会議事堂〉という意味である（盛山 1995 : 192）。〈国会議事堂〉がなければ国会議事堂は存在しない。意味が物理的實在に付与されることによってはじめて世界が構成されているのである。このように意味は世界の本質をなす。そして、制度体の場合も例外ではなく、意味という理念的實在が制度体の本質をなすのである。

なお、意味が物理的實在に付与される、例えば〈牛乳〉が白い液体に付与されるということは、〈牛乳〉が牛乳を存在せしめるということであるが、これは言いかえると、白い液体が〈牛乳〉という意味を經驗的に現実化するということでもある。制度体についても同様のことが言える。制度体の本質をなす意味とは正確には複数の意味からなる意味の体系である。例えば、〈銀行〉という意味は、〈預金〉、〈貸出〉、〈利子〉、〈金融仲介〉、〈決済〉、〈信用創造〉といった複数の意味からなる意味の体系である。盛山はこのような意味の体系を一次理論と呼んでいる（盛山 1995 : 211）。そして、個人及びその行動といった物理的實在が制度体の一次理論を經驗的に現実化している。銀行の例で言えば、物理的實在としての銀行員や顧客並びにその行動が、〈預金〉、〈貸出〉、〈利子〉、〈金融仲介〉、〈決済〉、〈信用創造〉などからなる意味の体系＝一次理論を經驗的に現実化し、いわゆる銀行を經驗的世界の中に発現させている。制度体の本質は理念的實在としての意味の体系であり、この意味の体系がなければそもそも制度体は存在しないが、制度体は意味の体系につきるものではない。物理的實在としての個人及びその行動によって、制度体は經驗的に現実化され、經驗的世界の中にも発現しているのである。

## 6. 盛山制度体論との違い

盛山の世界図式においては、意味を持たない裸の物理的實在——認識論の用語で言えば感覚与件——に意味が付与されることによって意味を持った經驗的世界が構成される。同様の

議論は、カントの経験的統一に関する理論やフッサールの志向的体験としての意識に関する理論においても展開されているが、この「感覚与件プラス加工」という考え方にはすでに多くの論者から疑義が呈されている<sup>(3)</sup>。また、事象の意味にせよ、言語の意味にせよ、意味を独立した実体と考えることにも批判が寄せられている<sup>(4)</sup>。本稿では、観念の中にストックされた意味が裸の物理的實在に付与されるという世界図式を採用しない。よって、本稿の枠組みには理念的事実としての意味及び意味の体系といったものは含まれない。(意味の体系＝理念的事実としての制度体も当然のことながら含まれない)

経験的世界は、「色のついた様々な場所や脈絡のない雑音や寒暖の中心といったものの単なる寄せ集めではないし、またそうであったことはかつて一度もない」(Schutz1973=1985: 11)。経験的世界は、意味を持たない色や形や音の単なる集積ではない。経験的世界は常にすでに意味を孕んで現象している。例えば、「われわれの耳に「さしあたり」入ってくるものは、決してただの雑音や複合音ではなくて、きしむ荷車やオートバイである。聞こえてくるのは、行進中の縦隊や、北風や、幹をたたきつつきや、ぱちぱちはぜる火である」(Heidegger1927=1994: 350)。そして、それは、観念の中の意味が意味を持たない物理的實在に付与されたからではない。意味を持たない物理的實在に付与される独立した実体としての意味などといったものは存在しない。経験的世界はその当初から意味を孕んだ世界として現象しているのである<sup>(5)</sup>。

そして、人々にとっての世界は経験的世界に限られるわけではなく、その外部には様々な信憑存在の世界が広がっている。この信憑存在は盛山の言う理念的事実としての意味とはまったく異なる存在である。信憑存在は意味を持たない物理的實在に付与されるものではない。信憑存在とは当初から意味を孕んで現象している経験的世界の外部にあると信じられている存在である。もちろん既述のように、信憑存在は経験的世界とまったく無関係ではない。信憑存在が経験的世界の中に顕現したり宿ったりすることもある。しかし、これは、意味を持たない物理的實在に意味が付与されるという事態とは異なる事態である。

さて以上のように、本稿の言う信憑存在と盛山の言う理念的事実としての意味は異なるものであるから、当然本稿の制度体理解(信憑存在としての制度体)と盛山の制度体理解(意味の体系としての制度体)は同じではあり得ない。ただ、ここで念のために、さらに両者の違いを説明しておこう。まず、目につく違いは、本稿の制度体理解が三層的であるのに対して、盛山のそれが二層的であるということである。本稿では、制度体そのものを信憑存在と考える、すなわち制度体そのものは経験的存在とは考えない。しかし、その制度体がどのようなものであるのかは、言語によって(必ずしも文章化されているわけではないが)経験的に記述されている、あるいは記述され得る。金融庁の例で言えば、「金融制度に関する企画・立案や金融機関の検査・監督を行うことを目的とし、その目的達成のために総務企画局や検査局や監督局を備えている」というふうに記述され得る。こうした言語的記述がその制度体のデザインである。そして、このデザインを経験的世界において具現化していくのが生身の個人及びその行動である。(さらにつけ加えれば、デザインを具現化する個人とその行動に信憑存在としての制度体が宿ることになる。)このように本稿では、「信憑存在—言語的記述としてのデザイン—個人とその行動」という三層を設定している。これに対して、盛山制度体論では、「意味の体系—個人とその行動」という二層が設定されている。盛山によれば、制度体の本質は理念的事実としての意味の体系である。意味の体系とは、複数の意味によって構成された制度体についての一次理論である。金融庁の本質は、〈検査〉、〈監督〉、〈業務改善命令〉、〈免許取消〉、〈合

併認可)、〈破綻処理〉、〈検査局〉、〈監督局〉、〈長官官房〉といった無数の意味から構成された意味の体系である。そして、この意味の一つ一つを個人及び個人の行動が経験的に現実化しているのである。

ところで以上のように対比させると、盛山の言う意味の体系としての制度体と対応するのは信憑存在としての制度体ではなくむしろ制度体のデザインであることに気づくだろう。しかし、盛山理論における意味の体系(=制度体の一次理論)と制度体のデザインもまったく別物である。まず、盛山の言う意味の体系そのものは言語ではない。盛山によると「意味そのものは必ずしもそれを表象する記号を持つとは限らない」(盛山1995:223)。つまり、意味そのものはあくまでも言語から独立した実体である。制度体の一次理論は言語によって表象されることがあるかもしれないが、それ自体はあくまでも言語から独立した意味の体系なのである。これに対して、本稿で言う制度体のデザインは言語による記述そのものである。(なお、この言語による記述は意味を孕んでいるが、それは意味という独立の実体を表象しているからではない。そもそも独立の実体としての意味などといったものは存在しない(大森1976:103-176)。)

さらに決定的な違いは、制度体の一次理論が観察者の制度体に関する了解内容であるのに対して、制度体のデザインは観察者の了解内容ではないということである。盛山理論における制度体は基本的に観察者一人一人にとっての制度体である。例えば、金融庁に関して、観察者は自らの観念の中に一人一人独自の一次理論を所有している。盛山の言う理念的実在としての制度体とは、この観察者の「観念の中の一次理論=意味の体系」(盛山1995:211)のことである。そして、この一次理論は観察者ごとにその内容が異なる(盛山1995:179)。他方、本稿で言う制度体のデザインは、観察者が制度体に関して抱いている了解内容ではない。制度体のデザインは一つしかない。金融庁のデザインは、その設置法に記載されており、それ以外のデザインはない。そして、それにのっとって様々な行為が遂行されている。具体的には「監督局に銀行第二課を置き、地銀・第二地銀の監督を行う」といった条文にのっとって地銀・第二地銀の監督という行為が遂行されているわけである。個人の行動が制度体のデザインを経験的世界の中で具現化するという事は、言いかえるとある特定の行為群がデザインを典拠として遂行されるということである。これに対して、盛山理論で言う、個人の行動が制度体の一次理論を経験的世界の中に現実化するという事態は、ある観察者の一次理論にのっとってある特定の行為群が遂行されるという事態を指すのではない。一般に国民は金融庁に関するくわしい知識を持たず「比較的最近できた銀行を検査する役所」といったような漠然とした了解=一次理論を持っているだろう。そして、この一次理論に対応するような経験的な出来事——例えば、テレビに映った仕事をしている検査官の姿——を目撃した時に、一次理論としての金融庁は経験的世界の中に現実化されることになる。一次理論が経験的世界の中に現実化されるという事態とは、いわばその一次理論の諸意味が付与されるような経験的な振る舞いを体験するという事態のことである<sup>6)</sup>。このように、制度体の一次理論と制度体のデザインはまったく別物であるし、制度体の一次理論が個人の行動によって経験的世界の中に現実化されるという事態と制度体のデザインが個人の行動によって経験的世界の中で具現化するという事態はまったく異なる事態である。

以上で盛山の制度体概念と本稿の制度体概念が異なっていることを確認した。本稿の制度体概念は、盛山制度体論を継承していない<sup>7)</sup>。

なお、我々の制度体論が盛山制度体論を継承しない最大の理由(の一つ)は、独立の実体と

しての意味なるものの存在が認められないということである。

## 7. 制度体はシステムではない

クロジエは、「システム論と機能主義は、すべての社会学者が最終的には依拠する知的方法である」(Crozier1970: 21)と指摘している。この指摘の通り、制度体(従来の言葉で言えば、組織)は、これまで数多くの論者によって「社会システム」として把握されてきた。そして、制度体を社会システムとみなす論者は、本稿のような制度体理解には承服しないだろう。しかし、企業、中央省庁、裁判所、地方自治体、軍隊、町内会、学校、宗教団体などといった制度体は、本当に社会システムとして存在しているのだろうか。

前章では、我々の言う信憑存在としての制度体と盛山の言う意味としての制度体の違いを明らかにし、また盛山が制度体の本質とみなしている意味といったものが独立した実体としては存在しないことを指摘した(つまり、制度体を意味として理解することが不適切であることを指摘した)。本章では、制度体を社会システムとして理解することが不適切であることを指摘する。その上で、次章から制度体に関する我々の理論をさらに展開することにした。

これまでの社会学には、マクロ社会、すなわち本稿で言う制度体や地域社会(都市、村落、国民社会)をミクロの集計態とみなす基本図式が存在してきた。この「集計モデル」は、ミクロ(役割を担う個人並びにその行為)とマクロが同じ物理的空間に存在すると考え、ミクロの連鎖がマクロ社会を作り出すと主張する(Collins1981: 985-987)。浜日出夫によると、この「集計モデル」を社会学において明確に定式化したのはパーソンズである(浜1991: 154)。また、パーソンズと対立する立場にあると目されるシンボリック相互作用論もマクロ社会の理解にあたっては、「集計モデル」に依拠している。ブルーマーによると、「行為の連結が、組織や制度や、相互依存的な関係の、巨大な複合体を構成する」(Blumer1969=1991: 63)のであり、この「行為の連結は、主として、参加者が、お互いに対して何をしようとしているかを指示し、また逆に、他者からの指示を解釈することを通して行われる」(Blumer1969=1991: 63)のである。

さて、ここで問題にしている社会システム論が「集計モデル」に依拠しているのは言うまでもないだろう。社会システム論によると、企業、中央省庁、地方自治体といった制度体は、社会システムであり、社会システムとは、多数の行為者の行為が結合して、全体として一つの活動体として構成されたもの(富永1995b: 88)、あるいは「複数の個人行為者が、少なくとも物的ないし環境的側面を含む状況において、お互いに相互行為をしている事態」(Parsons1951=1974: 11)、あるいは「複数の行為者が、相互的かつ相補的な期待にもとづいて営む相互行為の体系」(直井1974: 144)である。社会システム論でも複数の行為者の行為というミクロが相互作用によって結合して制度体が構成されると考えられている。また、行為というミクロが互いに結合して制度体が構成されるとみなす点から、社会システム論は、制度を行為の組み合わせとして捉えようとする行為論的制度論の一例であるとも言える。(シンボリック相互作用論についても同様である。)

では、ここで、本当に制度体を社会システムとみなすことができるのかどうかを具体例にもとづいて考えてみよう。例えば、日産という企業は、複数の行為者の行為が相互に関連し合った相互行為のシステムと言えるだろうか。日産という企業は、デザイン本部の社員の諸行為、

法人営業部の社員の諸行為、部品事業部の社員の諸行為、お客様サービス本部の社員の諸行為、栃木工場の社員の諸行為、追浜工場の社員の諸行為、宇宙航空事業部の社員の諸行為など無数の諸行為が相互に関連し合った相互行為のシステムであると言えるだろうか。もちろんそれぞれの職場における会議や打ち合わせなどにおいて行為の相互関連はあるだろう。しかし、そのような行為の結合は限られたものである。素朴に考えて、お客様サービス本部海外サービス部における行為と追浜工場総務部における行為、あるいは部品事業部部品物流部における行為と宇宙航空事業部営業部における行為が相互に関連し合い結合しているとは考えられない。日産という制度体は、上記のような諸行為が相互に結合した相互行為のシステムとして存在しているわけではないのである。

ただ、このような見方に対しては、ある論者から次のような反論が寄せられた。「制度体が相互行為のシステムとして存在するという事は、諸行為が直接的に連関し合っているということの意味するのではない。制度体が相互行為のシステムであるということ、実質的に諸行為が制度体全体の機能の一翼を担っているということの意味する。上記の諸行為は事実上、日産という制度体全体の機能の一翼を担っている。よって、それらの間には相互連関がある。つまり、日産は相互行為のシステムとして存在している。」しかし、これは、相互連関、相互行為という言葉の濫用である。このような反論が言う相互行為は観察者が想定したものであり、経験的世界において行為と行為が連関し合う事実上の相互行為とは異なる。社会システム論における相互行為とは、事実上の相互行為のことである。制度体を社会システムとみなす富永健一は、相互行為に関して、次のような説明を行っている。「相互行為 (interaction) というのは、人 A の行為と人 B の行為とのあいだに相互作用があるということである。相互作用とは相互に作用を及ぼしあうということで、その結果個々人は互いに相手から影響を受けて変化をとげていく、ということが重要である。」(富永 1995a : 15)

また、諸行為が直接的に相互連関していなくても、それらが制度体全体の機能の一翼をそれぞれ分担して担っていれば、それらは制度体という相互行為のシステムを形成していることになるという考えの前提には、制度体はまとまりを持った一つの全体的な機能を果たしているのだという認識がある。つまり、制度体はまとまりを持ったある一つの全体的な機能 X を果たしており、その機能 X は、諸行為 A、B、C・・・の協同によって果たされているというわけである。そして、諸行為 A、B、C・・・が互いに協同して機能 X を果たしているわけであるから、諸行為 A、B、C・・・の内のいずれかの部分が欠ければ機能 X を達成することは不可能になる。機能 X の達成にとって、諸行為 A、B、C・・・は互いに不可欠な存在である。よって、諸行為 A、B、C・・・の間に直接的な相互連関がなくても、諸行為 A、B、C・・・は相互行為のシステムを形成しているというわけである。しかし、実際には、制度体は、まとまりを持った一つの全体的な機能を果たしているわけではない。日産は、例えば、宇宙航空事業部の社員の諸行為が欠ければ達成されないような一つの全体的な機能を果たしているわけではない。宇宙航空事業部の社員の諸行為は、お客様サービス本部の社員の諸行為などと協同して、一つの全体的な機能の達成を担っているわけではない。そのような全体的機能など存在しないのだ。

もう少しわかりやすい例を挙げよう。旧郵政省は、日本全国どこにでも確実に手紙や現金書留などを届けるという機能だけを果たしていたのではない。いわゆる現業三局（郵務局、貯金局、簡易保険局）は郵便業務の他に貯金業務、簡易保険業務などを果たしており、さらに政策三局＝テレコム三局（通信政策局、電気通信局、放送行政局）は、NTT や KDD などの監督・

指導、テレビ局の許認可、ニューメディア事業の推進などの機能を果たしていた。問題は、これらの諸機能を下位機能とする上位の全体的な機能といったものは実質的に存在しなかったということである。これらの諸機能が果たされることによって、まとまりを持った一つの全体的な機能が果たされていたというわけではないのだ。これらの諸機能はそれぞれ独立した機能である。（旧郵政省自身も現業三局が果たしていた三業務——郵便、貯金、簡易保険——の独立性を主張していたし、こうした三業務すべてを手がけるような民間企業も存在しない。）現業三局及び政策三局のそれぞれの局における諸行為は、協同して一つの全体的な機能を果たしていたわけではない。それらの諸行為は、旧郵政省のデザインに定められた諸機能（互いに独立した複数の諸機能）を分担して果たしていたが、旧郵政省の全体的な一つの機能（このようなものは存在しない）を分担して果たしていたわけではないのである。よって、諸行為が一つの全体的な機能の一翼を分担して担っていれば、それらの諸行為は相互行為のシステムを形成していることになるというロジックをもってしても、旧郵政省各局における諸行為は相互行為のシステムを形成していたと言うことはできないのである。

行為の連結が制度体を構成するとみなすシンボリック相互作用論は、行為者が「お互いに対して何をしようとしているかを指示し、また逆に、他者からの指示を解釈することを通して」行為することによって行為の連結がなされると考える。事実上の行為の連結が制度体を構成すると考えるわけである。社会システム論の場合も同様である。社会システム論は、経験的世界における行為と行為の相互連関が制度体という社会システムを構成すると考える。しかし、上述のように、個々の具体的な制度体はそのような社会システム＝相互行為のシステムとして存在しているわけではない。先の日産の例で列挙した諸行為は、日産という相互行為のシステムを構成しているわけではない。そうではなく、あれらの諸行為は日産（という信憑存在）のデザインに定められた諸行為の経験的世界における具現化であり、それらを通して、これまた日産のデザインに定められた複数の諸機能が実現されているのである。そして、あれらの諸行為の一つ一つに日産という信憑存在が宿っている。例えば、デザイン本部製品デザイン部の社員の行為に日産という信憑存在が宿っている。そのため製品デザイン部の社員が新車のデザインを考案する行為が、日産が新車のデザインを考案する行為として生起しているのである。

また、場合によっては、制度体は個人にとっての忠誠の対象となることがあるが、もし、制度体が相互行為のシステムであるとするならば、そのような忠誠は生まれまいだろう。例えば、「会社の生命は永遠です。その永遠のために私たちは奉仕すべきです」（ダグラス・グラマン疑惑で自殺した日商岩井常務の遺書の一部）といった言葉に企業という制度体に対する忠誠を見ることができるが、このような忠誠は相互行為のシステムに向けられたものではない。さらに言えば、行為の集計に限らず個人の集計に対しても忠誠が向けられることはないだろう。企業のために法を犯す社員、祖国のために戦場に向かう兵士は、経験的には直接観察されえない信憑存在としての制度体に忠誠を誓っているのである。行為や個人といったミクロの単なる集計ではないからこそ、制度体は人々の忠誠の対象になり得るのである。

## 8. デザインと構造の違い

既述のように、制度体はその設定目標とそれを達成するための役割配置を持っており、我々は、それをデザインと呼んでいる。ただ、このデザインという概念に対しては、それは結局、

社会システム論で言うところの「構造」の単なる言いかえではないかという批判が出されるかもしれない。社会システム論において、構造とは「一度形成されたら短期的には持続的であるような、制度化された地位・役割・社会関係形成」（富永 1995a：140）、あるいは「地位・役割のむすびつきの形態」（富永 1986：184）であるとされている。構造を「制度化された複数の役割のむすびつきの形態」と考えるならば、それはデザインに規定された役割配置に該当すると言えるかもしれない。しかし、社会システム論における構造は、人間の相互行為の産物である。社会システム論では、他者との相互行為が地位や役割を形成すると考える。富永健一の言によれば、「複数の他者との相互行為は、地位・役割・社会関係の形成に向かって、制度的に枠づけられていく」（富永 1995a：140）。そして、その結果形成された地位と役割のむすびつきの形態が構造なのである。これに対して、我々が言う制度体のデザインに規定された役割配置は相互行為によって生み出されるものではない。それは、制度体を創設しようとする主体によって描かれるものである。このように本稿のデザインという概念と社会システム論の構造という概念は異なるものであり、デザインは構造の単なる言いかえではない。

さらに言えば、制度体における役割といったものは、社会システム論が考えるように相互行為の反復を通して形成されるものではない。確かに、特定の相手との相互行為がくり返されるとその相手に対する接し方のパターンのようなものが形成される。それを役割の形成と呼ぶのは間違いではない。しかし、そのような対人関係における振る舞い方のパターンとしての役割と制度体における役割は区別されなければならない。実際、安田三郎もそのような区別を行っている<sup>9)</sup>。制度体における役割は、ある特定の行為群＝職務を担う単位のことであり、それは、他者との相互行為を通して形成されることはない。裁判官、大尉、教頭、課長、看護師、料理長、編集者、旋盤工、助役、委員長などといった役割は、通常、他者との相互行為を通して形成されることはないだろう。制度体における役割及び役割のむすびつきの形態＝役割配置は、制度体を創設しようとする主体によって考えられるものであり、行為以前にあらかじめデザインの中に定められているものである<sup>9)</sup>。

以上で、我々は、本稿で言うデザインが社会システム論で言う構造の単なる言いかえではないこと、及び構造に関する社会システム論の主張に問題があることを指摘した。本稿の制度体論では、システム概念も構造概念も使用しない。ただし、機能概念は使用する。続く二つの章では、制度体の機能に関するくわしい説明を行いたい。

## 9. 制度体の機能

社会学において機能概念の彫琢を行った代表的な論者はマートンであろう。このマートンによれば、「機能とは、一定のシステムの適応ないし調整を促す観察結果」（Merton 1957=1961: 46）である。補足すれば、ここで言う「観察結果」とは、「一定の社会的または文化的項目」（Merton 1957=1961: 26）の活動・作動がもたらす「観察結果」のことであり、この「観察結果」が制度や社会集団といった「一定のシステム」の適応ないし調整を促す時に、それは機能と呼ばれるのである。また、「観察結果」がシステムの適応ないし調整を減ずる場合には、それは逆機能と呼ばれ、システムと何の関連もない場合には没機能的な結果と呼ばれる（Merton 1957=1961: 46）。

代表的な機能概念の一つであるマートンの機能概念は以上のようなものであるが、本稿の機

能概念はマートンのそれとは異なる。本稿の機能概念には、何らかのシステムあるいは社会的単位の適応ないし調整に貢献するといった意味合いはない。本稿において、機能という言葉は、制度の活動や作動（あるいはルールの場合には、存在）が経験的世界の中にもたらす結果という意味で使用されている。その際、その結果が他の制度や社会全体の適応や調整を促すかどうかということは問題にしていない。つまり、本稿では、その結果が他の制度や社会全体の適応や調整を促すかどうかによって、その結果が機能であるかないかを判定するといったことは行っていない。

さて、本題の制度体の機能であるが、制度体が果たすべき機能は、そのデザインに設定されている。それをここでは制度体の設定機能と呼ぶことにする。（この設定機能を実現することが制度体の設定目標である。）そして、制度体の行為が実際に経験的世界の中でもたらしている結果を制度体の実現機能と呼ぶことしたい。後に述べるように、この設定機能と実現機能は、必ずしも一致するわけではない。

制度体の実現機能は、次の二つに区分される。一つは、人々によって制度体の活動の客観的な結果として認定される機能であり、もう一つは、評価的に認知された機能である。前者は、年間二四〇万台の自動車を生産したとか、全体の七七パーセントの強盗犯を検挙したとか、ある大学の合格者を二〇〇人輩出したとか、電気事業法や河川法の改正案を策定したとかといった誰もがその制度体の活動の客観的な結果として認定する機能であり、一つの制度体は、このような機能を複数果たしているのが通例である。後者は、世界的な競争力を持つ産業を次から次へと育成しているとか、量子コンピュータ研究の拠点になっているとか、地域社会の秩序を乱しているとかといった肯定的あるいは否定的な評価の色彩を帯びた機能である。前者の機能は誰もが認める機能であるのに対して、後者の機能は誰もが認めるわけではない。例えば、ある人々は、中小企業に資金を貸しつけることによって日本経済を支えているという機能を商工ローンの機能として認めるかもしれないが（山口・副島 2000 : 102 - 103）、それを認めない人々も多いだろう。

制度体の実現機能は、以上のように二つに区分される。そして、この二つの実現機能は常に設定機能と一致するわけではない。制度体は往々にして設定機能にはない機能を実現してしまう、あるいは設定機能にはない機能を実現していると認知される。制度体の実現機能は、さらにデザインに設定されていた機能と設定されていなかった機能に区分されるわけである。なお、このデザインに設定されていた／設定されていなかったという区分は、マートンの顕在的／潜在的という区分と一見に似かよっているが、両者は完全に重なり合うわけではない。マートンが言う顕在的機能とは、意図され認知される機能であり、潜在的機能とは、意図されず認知されない機能である（Merton 1957 = 1961: 46）。マートンの顕在的／潜在的という区分は、認知されるかされないかという区分を含んでいる。これに対して、我々の言うデザインに設定されていた／設定されていなかったという区分は、認知されるかされないかという区分を含んでいない。デザインに設定されていなかった実現機能には、すべての人々によっては認知されない機能も含まれるかもしれないが、デザインに設定されていなかった機能イコール認知されない機能なのではない。

以上が制度体の実現機能に関する二つの区分である。この二つの区分を組み合わせると、制度体の実現機能は次の四つのタイプに分類されることになる。①制度体の活動の客観的な結果として認定される機能でデザインの中に設定されていたもの、②制度体の活動の客観的な結果

として認定される機能でデザインの中に設定されていなかったもの、③評価的に認知された機能でデザインの中に設定されていたもの、④評価的に認知された機能でデザインの中に設定されていなかったもの。先に客観的な結果として認定される機能の例として挙げたものは、概ね①に該当する。②の例としては、例えば、一九六〇年代のフランスの小学校が果たしていた農民層・労働者階層出身の留年生を多数生み出す（Baudelot & Establet 1975: 18-28）といった機能や日本の特殊法人が果たしている中央省庁に天下り先を提供するといった機能が挙げられる。③の例としては、旧通産省が果たしていた言われる世界的な競争力を持つ産業を次から次へと育成するといった機能や警察が果たしているとされる公共の安全を確保し秩序を維持するといった機能が挙げられる。④の例としては、特殊法人が出世が早く退職も早いキャリア官僚たちに天下り先を提供することによって彼らの超特急の出世のコースを維持し彼らのやる気を高めているといった機能（真淵・久米・北山 1997: 173）や日本の大学がレジャーランドと化し目的意識も十分な学力もない卒業生を輩出しているといった機能が挙げられる。なお、この内の③と④は誰もが認める機能ではない。また、評価的に認知された機能で、否定的な評価の色彩を帯びた機能は概ね④に該当するであろう。（もちろん④には肯定的な評価の色彩を帯びた機能も含まれるが。）

## 10. 制度体の実現機能の水準と個人の能力

本章では、制度体の実現機能、その中でもとりわけデザインにあらかじめ設定されていた実現機能（先の分類で言えば、①と③。以下の議論では単に実現機能と表記する）の水準が個人の能力に大きく左右されていることを論じたい。これまでの社会理論の発想法に従えば、制度体の実現機能の水準を大きく左右するのは、デザインの中に規定されている役割配置の様態であり、我々もこのことを否定するつもりはない。役割配置の変更は、実現機能の水準の変化を引き起こす。しかし、従来の社会理論ではあまり指摘されてこなかったが、個人の能力も制度体の実現機能の水準を大きく左右するファクターである。個人の能力が制度体の実現機能の水準を大きく規定しているということはある意味では常識である<sup>(10)</sup>。我々は、この常識を社会理論の中に明示的に取り込む必要があると考える。以下、制度体の実現機能の水準と個人の能力の関係について、順序立てて論じていくことにしたい。

制度体のデザインは、当該の制度体が果たすべき機能を設定しており、それを実現するための役割配置も規定している。役割とはある特定の行為群を担う単位のことであり、この役割には生身の個人が充当される。そして、役割に充当された個人が、その役割に割り振られた行為群を遂行していくことによって、制度体の設定機能が経験的世界において実現されていく。（場合によっては、設定機能以外の機能も実現されていくが。）ここまではすでに述べた通りである。問題は、役割に充当された個人がどのようにして割り振られた行為群を遂行していくのかということである。

制度体のデザインは、遂行されるべき行為は規定しているが、その行為がどのように遂行されるべきかは規定していない。ただ、通常は、デザインとは別に役割行為がどのように遂行されるべきかを規定するルールが定められている。勤務時間の規定とか職場における作業手順のルールなどがそれに該当する。それらをここでは役割行為のルールと呼ぼう。

では、役割行為のルールは、個人が遂行する役割行為のあり方を規定しつくしているだろう

か。現実にはそのようなことはあり得ない。一般に「行為と規則との関係において、ある特定の行為の過程すべてを明確にまた完全に指示し、それを規定しているような規則は存在しない」、「規則は、すべての起こりうる事柄を完璧にカバーし、それらすべてについての対処を明記しているわけではない」（北澤 1987 : 212 - 213）のである。役割行為のルールは個人による役割行為の遂行の仕方を枠づけているだけである。実際の役割行為の遂行にあたっては、個人の主体的な判断が大きな重要性を持つてくる。例えば、金融庁の検査官は、銀行の融資案件資料の検査にあたって、その捏造を見抜くために、資料の片隅にある押印の新しさをチェックしたり、その資料の上に重なっていた別の資料の裏側に写ってしまった押印の痕跡をも見逃さないと言われるが（金融再生研究会 1999 : 63）、そのような行為の遂行はもともとは検査官の主体的な判断による。役割行為を遂行する個人は、「判断力喪失者 judgmental dope」（Garfinkel 1984 : 67-68）ではあり得ないのである。そして、このようなことは、何もエスノメソドロジーを持ち出すまでもなく、例えば、行政法のテキスト・ブックにも指摘されている。行政組織において、「配分された仕事は、それを担当する者の判断と責任で処理される」（山下 1997 : 25）のである。

ところで、役割行為は、個人の主体的な判断にもとづいて遂行されるわけであるが、その判断が個人によって、適切な場合もあれば不適切な場合もあるだろう。適切な場合は、制度体の目標となっている設定機能の実現は促進されるが、不適切な場合は阻害される。そして、役割行為の遂行にあたって適切な判断をくださかどうかは、個人の能力の問題である。制度体のデザインは、当該の制度体が達成すべき諸機能を設定し、その諸機能実現のための役割行為を指定している。ただ、実際に遂行される役割行為が首尾よく諸機能の実現につながるかどうかは、個人の主体的な判断の能力に大きく依存しているのである。

なお、役割行為の遂行にあたって問題になる個人の能力は判断力だけに限られるわけではない。その個人が持つコミュニケーション・スキル、対人的魅力、そして体力といったものも実際の役割行為のあり方を左右する重要な能力である。制度体を実現すべき機能並びにその実現のための役割配置は、制度体のデザインによって定められているが、当該の制度体が経験的世界において実現する機能の水準は、それぞれの役割に充当される生身の個人の判断力、コミュニケーション・スキル、対人的魅力、体力といった能力に大きく規定されるのである。役割配置が同じでも役割に充当される個人の能力が異なれば、実現される機能の水準も異なってくるだろう。

## 11. 制度体の生成

制度体そのものは信憑存在であり、経験的世界の中には見出すことができない。では、この経験的世界には存在しない制度体は、どのようにして生成するのであろうか。

制度体の生成過程の第一歩は、そのデザインの作成である。デザインの作成者は一人の場合もあれば複数の場合もあるが、とにかくデザインがなければ制度体は生成しない。デザインとは既述のように、当該の制度体の目標とその達成のための行為群を担う役割の配置を定めたものである。企業、中央省庁、裁判所、地方自治体、軍隊、町内会、学校、宗教団体といったいずれの制度体の場合についても、このデザインが作成されなければ制度体は生成しない。

ただ、デザインが作成されれば自動的に制度体が生成するというわけでもない。制度体が生

成するには、デザインに定められた役割に充当されその役割に割り振られた行為群を遂行する（能力を有した）生身の個人が確保され、実際にその個人が当該の行為群を遂行する必要がある。また、役割に充当された個人がデザインに定められた行為群を遂行するには何らかの物的資源（企業の場合なら本社や支社のビル、工場、原材料、輸送手段等）が確保されなければならない。制度体は、そのデザインが作成され、それを経験的世界において具現化していくための人的資源と物的資源が確保され、実際に経験的世界において制度体の目標を達成するための行為群が遂行されることによって生成するのである。

なお、ここが大事な点だが、デザインに定められた行為群が遂行されることによって制度体が生成するのは、当の行為群が制度体を構成するからではない。経験的存在としての行為が、信憑存在としての制度体を構成することはできない。金融制度に関する企画・立案を行ったり、金融機関を検査・監督したり、マネーロンダリングの疑いのある取引引きを調査したりする行為が信憑存在としての金融庁を構成するのではない。そうではなく、これらの行為群は（担当職員の行為であるとともに）金融庁の行為として実現されるのである。金融庁のデザインに従って遂行される行為群には、信憑存在としての金融庁が宿っている。そして、その中に金融庁を宿す行為が遂行されるようになることによって、信憑存在としての金融庁は生成するのである。

## おわりに

制度は一元的な存在ではなく、制度体、制度的相互行為、ルール、複合的制度のいずれかの形態を持つ多元的な存在である。本稿では、この中でも特に制度体という制度を取り上げ、その存立様態、機能、生成過程などに関する説明を行った。そして、そのことによって、制度体に関する理論の基本的な枠組みを構築することができたと我々は考えている。ただ、本稿では、制度体の変動過程には論及することができなかった。制度体はどのようにして変動していくのかを明らかにすることが、我々の次の課題である。

なお、我々が最終的に作り上げようとしているのは制度体に限定されない制度全般に関する一般理論である。我々は今後他の制度——制度的相互行為、ルール、複合的制度——の存立様態や生成・変動過程についても議論を展開していく予定である。そして、その過程において、制度体と他の制度との関係も論じられることになるだろう。

## 〔註〕

- (1) なお、盛山和夫の制度体概念がどのようなもので、本稿の制度体概念とどのように異なっているのかについては、5、6で述べる。また、中野卓と富永健一の制度体概念と本稿の制度体概念との違いについては、註(7)で説明する。
- (2) 「宿る」という表現は浜日出夫のシュッツ論から借用したものである。浜は、近年、『社会的世界の意味構成』における社会的直接世界と社会的共時世界の分析（Schutz1932=1982: 193-288）の中に、7で言及する「集計モデル」とは異なるマイクロ・マクロ関係の理解を見出している。浜によると、シュッツは、単にマイクロ状況の社会学を展開したのではなく、マクロ=共時世界はマイクロ=直接世界の内に宿り、マイクロがマクロに生命を与えるという理解のもとに新しい社会のモデルを提出したのだった（浜1991: 158 - 159）。そして、我々もシュッツと同じように、マクロ（信憑存在としての制度体）は、マイクロ（経験的世界の個人の行為）の内に宿ると考えている。しかし、ここでは詳論できないが、

制度体と個人の行為の関係は、シュッツ理論における共時世界と直接世界の関係に重なり合うものではない。

- (3) 「感覚与件プラス加工」という考え方に対する代表的な批判としては、例えば、大森荘蔵のフッサー批判（大森 1980 : 87 - 93）が挙げられる。
- (4) そのような批判の代表としては、例えば、常識的に想定されている「意味」なるものの存在を否定する大森荘蔵の「無－意味」論（大森 1976 : 103 - 176）や「「意味的所識」なるものを実在的には“無”たる非実在的な存立態にすぎないと規定する」廣松渉の「四肢構造」論（廣松 1982 : 4 - 86）などが挙げられる。
- (5) 経験的世界が意味を孕んで現象しているということはどのようなことなのかについては、村上（2000 : 106 - 120）を参照されたい。
- (6) なお、制度体の一次理論が経験的世界の中で現実化されるという事態の具体例として、盛山自身は、例えば、コナン・ドイルの小説『赤髪組合』の中の次のようなくだりを挙げている。「おかしげな理由によって簡単な作業に対してかなりの報酬を支払うと申し出た組織の存在をいぶかしく思ったウィルスン氏も、所在地といわれるところに向いて実際にその組織の物理的な存在を確かめたとき、そこにそういう組織が存在するのだと信じてしまったのである」（盛山 1995 : 234）。これは、個人の行動ではなくモノが、制度体（＝「赤髪組合」）の一次理論を経験的世界の中に現実化した事態の具体例である。
- (7) さらに言えば、本稿の制度体概念は、中野卓や富永健一の制度体概念も継承していない。ここで、彼らの制度体概念と本稿の制度体概念の違いについても論及しておこう。中野卓は、いわゆる「家」という集団を説明するにあたって、「制度体」という言葉を使用している。中野によると、制度体としての家＝家制度体は、「遂行しようとしている目標をもち、これを実現する方向へと、この集団の生活を規制する諸制度諸慣習の体系を備えている」（中野 1978 : 107）。ただ、正確には、この「諸制度諸慣習の体系」そのものが家制度体である。家制度体とは、その目標を実現するべく家の構成員の生活を導いている「諸制度諸慣習の複合によってなる持続的な小体系」のことである（中野 1978 : 107）。また、「「家」制度体は極度に観念化され、一つ一つの「家」集団の生活共同を規制する諸制度の複合体として、それぞれの集団を構成する一人一人の成員の生死や世代の交代を越えて存在」するものであり、場合によっては、その構成員が一人もいなくなっても、「まったく観念上の制度体として」存続することもある（中野 1978 : 115 - 116）。さて、中野の制度体概念においては、観念上の存在である「諸制度諸慣習の体系」が制度体ということになるが、我々が考える制度体＝信憑存在としての制度体は、個々人の生活（あるいは行為）を規制する「諸制度諸慣習の体系」ではない。中野が考える「諸制度諸慣習の体系」は、あえて言えば、我々の言う制度体のデザインに相当するだろう。しかし、我々は、制度体のデザインを制度体そのものとは考えていない。また、「諸制度諸慣習の体系」は、制度体のデザインと完全に重なり合うものでもない。10で指摘するが、我々は、デザインの中で定められた役割行為をどのように遂行するべきかを規定するルール＝役割行為のルールを、デザインそのものとは別に設定している。我々の理解によると、中野の言う「諸制度諸慣習の体系」は、制度体のデザインと役割行為のルールの両方の意味合いを含むものであり、このいずれとも完全に重なり合うものではない。このように、中野の制度体概念と本稿の制度体概念は大きく異なっている。

富永健一が、制度体という概念を使用したのは、社会構造論においてである。富永は、社会構造の高次の構成要素として、役割、制度、制度体（集団）の三つを挙げ、制度体については、制度と対比させながら、その概念規定を行っている。富永によれば、制度とは、「企業や家族などの具体的な人間のあつまりそのものをさすのでなくて、いわば役割期待のルールの複合体といった抽象的なものをさす」のに対して、制度体とは、「そのような役割期待のルールに従って形成された具体的な人間のあつまりそのもの」のことである（富永 1981 : 18）。そして、富永は、制度体の具体例を次のように列挙している。「資本主義のもとでの企業という集団は私企業制という制度のルールに従って形成された制度体であり、近代産業社会における家族という集団は一夫一婦制および核家族制という制度のルールに従って形成された制度体である。同様にして、近代国民国家における政党や議会は近

代民主制という制度のルールに従って形成された制度体であるし、近代国民国家のもとに位置づけられた都市や村落は地方自治制という制度のルールに従って形成された制度体である。」（富永 1981 : 18）さて、富永の概念規定によれば、制度体とは、「具体的な人間のあつまりそのもの」のことである。このような制度体の概念規定は、言うまでもなく我々のそれとはまったく異なる。我々は、制度体を、「具体的な人間のあつまり」といった経験的存在ではなく、基本的に信憑存在であると考えている。また、富永の言う役割期待のルールは、本稿の言う制度体のデザインに相当するとみなすことができるかもしれないが、我々は、制度体のデザインをルールとは考えていない。富永の制度体概念も本稿の制度体概念とは大きく異なっていると言えるだろう。

- (8) 安田三郎は、役割を対人的役割と構造的役割に区分している。対人的役割とは、相互行為の場面において、他者 B から期待されて行為者 A が遂行する行為のパターンのことであり、構造的役割とは、ある特定の地位に不可分に結びついている行動規範のことである。また、対人的役割は、相互行為の反復を通して形成されるが、構造的役割は、個々の個人に先立って存在し、それが結びつけられた地位を占めることになった個人によって遂行される（安田 1981 : 6 - 7）。
- (9) 社会システム論者の富永健一もこのことをある程度認めるようになってきている。一九九五年の著書の中で富永は次のように書いている。「企業組織の場合には、組織の中核に構造のプランナーがいて、計画的に構造の青写真をつくっている」（富永 1995a : 141）。なお、ここでは、「企業組織」という限定がついているが、富永がその後この限定をとったのかどうかは不明である。
- (10) 例えば、企業や中央省庁といった制度体の高い業績が、しばしば「辣腕家」、「エース」、「切り札」などと呼ばれる個人の活動に大きく依存していることは常識であろう。それ故、彼らの動向——例えば、霞が関のエース官僚が若くして政治の世界や民間に転身するようになってきた（西村 2001 : 76 - 85）といったような動向——が頻繁にマスメディアなどで話題になるのである。

## 〔文献〕

- Baudelot, Ch. & Establet, R. 1975 *L'école primaire divisée...*, Maspero.
- Blumer, H. 1969 *Symbolic Interactionism*, Prentice-Hall. = 1991 後藤将之訳『シンボリック相互作用論』勁草書房
- Collins, R. 1981 "On the Microfoundations of Macrosociology", *American Journal of Sociology* 86 (5) : 984-1014
- Crozier, M. 1970 *La société bloquée*, Seuil.
- Durkheim, E. 1895 *Les règles de la méthode sociologique*. = 1978 宮島喬訳『社会学的方法の基準』岩波書店
- Garfinkel, H. 1984 *Studies in Ethnomethodology*, Polity Press.
- 浜日出夫 1991「社会は細部に宿る」西原和久編著『現象学的社会学の展開』青土社
- 橋爪大三郎 1996「制度論の新たな地平へ」『創文』373 : 39 - 42
- Heidegger, M. 1927 *Sein und Zeit*, Max Niemeyer. = 1994 細谷貞雄訳『存在と時間（上）』筑摩書房
- 廣松 渉 1982『存在と意味 第一巻』岩波書店
- 岩井克人 1994『資本主義を語る』講談社
- 金融再生研究会 1999『金融監督庁』宝島社
- 北澤 裕 1987「日常生活世界と背後期待」山岸健編著『日常生活と社会理論』慶應通信
- 真淵 勝・久米郁男・北山俊哉 1997『はじめて出会う政治学』有斐閣
- Merton, R. K. 1957 *Social Theory and Social Structure*, The Free Press. = 1961 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房
- Mills, C. W. 1959 *The Sociological Imagination*, Oxford University Press. = 1965 鈴木広訳『社会学の想像力』紀伊國屋書店
- 村上直樹 2000「意識システムの自己言及的作動と意味世界の産出」『人文論叢』（三重大学人文学部文化学科）17 : 101 - 121
- 中野 卓 1978『商家同族団の研究 第二版（上）』未来社

- 直井 優 1974「社会体系の構造と過程」青井和夫編『社会学講座1 理論社会学』東京大学出版会
- 西原和久 1998「制度の生成」西原和久・張江洋直・井出裕久・佐野正彦編著『現象学的社会学は何を問うのか』勁草書房
- 西原和久 1999「制度論：序説」『情況』12月号別冊
- 西村 健 2001「霞が関からエース官僚が逃げはじめた」『中央公論』5月号
- 大森荘蔵 1976『物と心』東京大学出版会
- 大森荘蔵 1980「分析哲学と現象学」木田元・滝浦静雄・立松弘孝・新田義弘編『講座・現象学④ 現象学と人間諸科学』弘文堂
- Parsons, T. 1951 *The Social System*, The Free Press. = 1974 佐藤勉訳『社会体系論』青木書店
- 佐藤嘉倫 1998『意図的社会変動の理論——合理的選択理論による分析』東京大学出版会
- Schutz, A. 1932 *Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt*, Springer. = 1982 佐藤嘉一訳『社会的世界の意味構成』木鐸社
- Schutz, A. 1973 *Collected Papers I*, Martinus Nijhoff. = 1985 渡部光・那須壽・西原和久訳『社会的現実の問題 [II]』マルジュ社
- 盛山和夫 1995『制度論の構図』創文社
- 盛山和夫 1996「リプライ：制度論の方法について」『社会学評論』46(4): 82 - 84
- 志田基与師・永田えり子 1991「制度の社会契約理論」盛山和夫・海野道郎編『秩序問題と社会的ジレンマ』ハーベスト社
- 富永健一 1981「社会構造の基礎理論」安田三郎・塩原勉・富永健一・吉田民人編『基礎社会学 第IV巻 社会構造』東洋経済新報社
- 富永健一 1986『社会学原理』岩波書店
- 富永健一 1995a『社会学講義——人と社会の学』中央公論社
- 富永健一 1995b『行為と社会システムの理論』東京大学出版会
- 山口 宏・副島隆彦 2000『裁判のカラクリ』講談社
- 山下 淳 1997「行政の組織」山下淳・小幡純子・橋本博之『行政法』有斐閣
- 安田三郎 1981「相互行為・役割・コミュニケーション」安田三郎・塩原勉・富永健一・吉田民人編『基礎社会学 第II巻 社会過程』東洋経済新報社